

公 示

道路運送法第20条に掲げる「旅客」の考え方について

制 定 平成19年5月16日 九運公第13号

道路運送法（昭和26年法律第138号。以下「法」という。）第20条に掲げる「旅客」について、下記のとおり明確化を図ったので公示する。

平成19年5月16日
九州運輸局長 大黒 伊勢夫

記

法第20条（禁止行為）に掲げる「旅客」とは、一般貸切旅客自動車運送事業者と旅行業者との間で運送契約を締結し、旅行業者との間の旅行契約により一般貸切旅客自動車に乗車する場合においては、旅行業者との間で旅行契約を締結して乗車する本来の「旅客」のことを指すものであり、旅行業者と契約を締結して一般貸切旅客自動車に乗車する添乗員等は、同条に掲げる「旅客」に該当しないものとする。